ΙĦ 第1条~第29条 省略 第1条~第29条 省略 (不可抗力による損害) (不可抗力による損害) 第30条 第 30 条 第1項~第3項 省略 第1項~第3項 省略 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があっ4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があっ たときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済の工事材」たときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済の工事材 料若しくは建設機械器具であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2 料若しくは建設機械器具であって第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記 項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記 録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取り片 録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取り片 付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。) 付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のう ち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。 のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、 災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損 害合計額を負担するものとする。 第5項・第6項 省略 第5項・第6項 省略 第 31 条~第 56 条 省略 第 31 条~第 56 条 省略